

尼崎市監査公表第 6 号

尼崎市職員措置請求に係る通知文の公表について

地方自治法第 242 条の規定により、[REDACTED] 他 1 名から令和 4 年 6 月 20 日付けで提出のあったみだしの措置請求について監査を行った結果、別紙のとおり請求人代表者[REDACTED]に通知を行ったので、同条第 5 項の規定により公表する。

なお、監査委員 土岐良二、安浪順一、眞田泰秀及び林久博は、本件措置請求の監査の対象が市議会の政務活動費の支出に関するものであることから、監査に当たっては地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥となった。

令和 4 年 8 月 19 日

尼崎市監査委員 村 上 卓 史
同 藤 川 千 代

1 請求の内容

(1) 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書（以下「本件請求」という。）及び証拠の内容からすれば、請求の要旨は次のとおりである。

日本維新の会尼崎市議団に対する、政務活動費 760,330 円の支出及びポイント取得分 76,033 円並びに製品購入時からの利子に係る返還請求権

(2) 請求事項

日本維新の会尼崎市議団（以下「維新の会」という。）は令和 3 年 8 月 22 日に政務活動費を使用して Wi-Fi ルーター 1 台（エレコム）、ノートパソコン 6 台（ダイナブック 1 台、HP 5 台）、ウイルス対策ソフト 1 セットを 760,330 円で購入した。しかし、領収書に添付された納品書は維新の会幹事長の光本圭佑議員により、偽造されたもので、Wi-Fi ルーターは購入されておらず、ノートパソコン等は購入されていたが、その金額は捏造されたものとなっている。

また、令和 4 年 6 月 14 日の尼崎市議会会派代表者会において公表された株式会社ヨドバシカメラ（以下「ヨドバシカメラ」という。）お買い上げメモによると、前述の商品のほかに、別途 Wi-Fi ルーターシステム 3 セット、LAN ケーブル 1 本を購入しており、同日の会派代表者会の前日まで会派控室で同議員がノートパソコン（ダイナブック）及び Wi-Fi ルーターシステムを使用しているところを見たことはないとのことである。

これらを含め虚偽の納品書が証拠資料として添付され購入されたことから、これらの購入は認められず全額返還が必要である。

また、本件の購入で得たポイント（購入額の 10%相当の 76,033 円分）は、本市の政務活動費運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）によると、政務活動費で購入したことにより発生したポイントは取得しないこととなっているが、やむを得ず取得したポイントについては、政務活動費の支出に充てることとなっており、当ポイントについては年度が満了していることから、ノートパソコン 6 台等の購入経費とあわせた 836,363 円について現金で返還するとともに、更に、返還に際しては判例などを参考に、製品購入時からの利子を市長から維新の会にあわせて返還させるよう求める。

なお、使用がみられなかった Wi-Fi ルーターシステムは、280 m²をカバーする高性能のもので、会派に必要があったとしても 1 台で十分であり、ノートパソコン（ダイナブック）及び Wi-Fi ルーターシステムを計 4 セット購入した理由は私的利用の目的があった可能性がある。従って監査委員はその使用目的を光本議員から聴取するとともに、Wi-Fi ルーターシステム及びノートパソコンの製造番号等を確認

し、ヨドバシカメラで購入したものと同製品か確認を行う必要がある。

次に、同日の会派代表者会においては、光本議員が会派に無断で政務活動費合計 6,162,665 円を引き出していたことも分かったが、通常は会派議員の同意を得て、幹事長が経理責任者を通じて引き出し、その上で支出書を議会事務局へ提出する必要があるが、会派所属議員の大半は知らなかったとのことであり、これらについても一時的に引き出したものを、他の支払いや返済に使用していないのか確認する必要がある。

さらに、今回の問題を受けて、今後、政務活動費の支出行為について議長あてに支出報告書、領収書、会計帳簿等を会派で確認し、さらに議会事務局が確認した上で、議員に精算払い等の仕組みに変更するなど、意見を添えるよう要望する。

よって、市長の責任において、836,363 円と利子を、違法・不当な支出をした維新の会から尼崎市に返還させるよう請求する。

2 請求の受理

令和 4 年 6 月 20 日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める要件を満たしているものと認め、同日付けでこれを受理した。

3 監査の対象事項

請求人が主張する維新の会の政務活動費におけるノートパソコン等物品購入経費（以下「本件支出」という。）について、請求人が違法、不当な支出であると主張する事項が、条例等及び運用マニュアルに定める政務活動費の手続やルールに則り適正であったか否か、その財務会計行為が市に損害を与えたかどうか、また、その結果、本件支出において取得したポイントの取扱い等を含め、尼崎市長が返還請求の措置を講ずるべきか否かを監査の対象とした。

なお、政務活動費 6,162,665 円については、出金された現金について全て再度入金されており、直接的に本市に損害が生じていないこと、会派による入出金については、本市の財務会計上の行為と言えないことから、監査の対象外とした。

4 監査の実施

（１）監査対象部局

議会事務局

（２）請求人の陳述

法第 242 条第 7 項の規定により、令和 4 年 7 月 21 日に陳述の機会を設け、請求人から補足資料の提出と共に陳述があった。

（３）監査対象部局に対する文書照会

令和 4 年 7 月 13 日、監査対象部局から本件請求に係る照会事項に対する文書回

答を得た。また、別途、ヨドバシカメラへ本件請求に係る照会を行った結果、令和 4 年 7 月 19 日、同社より回答を得た。

(4) 監査の期間

令和 4 年 6 月 20 日から同年 8 月 17 日まで

5 監査の結果

(1) 政務活動費の根拠法等

政務活動費は、その前身となる政務調査費として平成 12 年度に改正された法の施行により制度化されたものであり、その趣旨は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究等活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。」(平成 17 年 11 月 10 日 最高裁平成 17 年(行フ)第 2 号 文書提出命令申立却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件)とされている。

政務活動費については、政務調査費では認められていなかった対外的な陳情活動等のための旅費、交通費や会派単位で行う会議に要する経費といったものにも使途が拡大できるよう交付の対象が「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」と改正され(名称も政務調査費から政務活動費へと変更)、平成 25 年 3 月から施行されたものである。

なお、現在の政務活動費は、法第 100 条第 14 項から第 16 項までにおいて、次のように規定されている。

ア 第 14 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

イ 第 15 項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

ウ 第 16 項

議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 本市の政務活動費に係る条例・規則の概要

本市では、法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「市規則」という。）を定めている。なお、条例及び市規則については令和 4 年 4 月 1 日に改正されていることから（条例は尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例に、市規則は尼崎市議会政務活動費の交付の手續等に関する規則及び尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程（議会告示）に分離して改正¹）、以下の引用条文については本件支出根拠となった改正前の条例等の内容について記載するものとし、その概要は次のとおりである。

ア 交付対象（条例第 2 条、市規則第 2 条）

政務活動費は、会派及び会派と同等と認めるもの（以下「会派等」という。）に対して交付する。

イ 交付決定等（条例第 3 条、市規則第 3 条）

会派等が政務活動費の交付を受けようとするときは、毎年度、政務活動費交付申請書を議長を経て市長に提出し、市長による交付の決定を受けなければならない。

ウ 交付の時期及び額等（条例第 4 条、市規則第 5 条～第 7 条）

政務活動費は、上半期及び下半期ごとに会派等が市長に請求し、市長は適法な請求を受けた日から 3 週間以内に交付するものとする。

なお半期の分として交付される政務活動費の額は、100,000 円に当該半期の最初の月の 1 日における会派等に所属する議員の数を乗じて得た額に 6 を乗じて得た額とする。

エ 政務活動費を充てることができる経費の範囲等（条例第 7 条、市規則第 10 条、第 19 条）

政務活動費の交付を受けた会派等は、調査研究や市政の課題を解決し、又は市民の意思を市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費で、別表 1（27 ページ）に掲げるもの（以下「対象経費」という。）で別表 2（28 ページ）に規定する基準等（以下「本市使途基準」という。）に従って支出しなければならない。

なお、別表 3（29 ページ）に掲げる経費には、政務活動費を充てることができない。

¹ 本改正の趣旨は、政務活動費の交付について、交付の対象や額等の基本的な事項は条例で、交付申請の手續や充当できる経費の支出基準、経理の方法等の詳細な事項を市規則で定めているところ、対象経費の基準や経理の方法等を含めた制度の内容については、議会が主体的に定めるものであることから、議会と市長との役割を整理したもの。

オ 支出決定者（市規則第 11 条）

会派等に支出決定者を置く。

支出決定者は、会派等の代表者をもって充てる。

支出決定者は、対象経費の支出を決定するとともに、政務活動費の経理事務の適正な執行に努めなければならない。

カ 経理責任者（条例第 8 条、市規則第 12 条、第 13 条）

会派及び団体は、政務活動費の経理を明確に行うためにその所属議員（当該会派及び団体の代表者を除く。）のうちから経理責任者を定めなければならない。

経理責任者は、政務活動費の出納をつかさどり、経理帳簿を整備し、領収書等の証拠書類を整理しなければならない。

経理責任者は、政務活動費対象経費支出書により、支出決定者の決定を経て、対象経費を支出するものとする。

対象経費の支出に当たっては、領収書を徴しなければならない。

キ 支出内容の報告及び検査等（条例第 9 条、市規則第 16 条）

会派等の代表者は対象経費の支出内容を議長に報告し、議長はその内容を検査するものとする。

議長は検査の結果、支出内容に不適正なものがあると認めるときは、会派等の代表者に対しその修正を命ずることができる。

ク 収支報告（条例第 10 条、市規則第 22 条）

会派等の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該報告書に領収書等の証拠書類が添付された政務活動費対象経費支出書を添えて、当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

議長は、提出された報告書の写しを市長に送付するものとする。

ケ 政務活動費の返還（条例第 11 条）

交付を受けた会派等は政務活動費の総額から当該年度において支出した対象経費の総額を控除して残余の額がある場合は、報告書の提出後、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

コ 関係書類の管理責任者（市規則第 20 条）

対象経費の支出等に関する書類を管理する管理責任者は、別表 4（30 ページ）に掲げる者とする。

サ 施行の細目（市規則第 23 条）

この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が議長と協議して定める。

シ 年間の主な事務の流れ

政務活動費交付に係る年間の主な事務の流れは次表に示すとおりである。

		会派等	議長	市長	様式
当 該 年 度	4月	議長に交付申請書提出（経由）⇒ ：政務活動費交付申請書 （規則第2条第1項（旧3条1項））	市長に交付申請	交付決定 ：政務活動費交付決定通知書 （規則第2条第3項（旧3条3項））	交付申請書 第1号様式
		市長に交付請求⇒ ：政務活動費交付請求書 （規則第3条（旧5条））		交付請求書受理 会派へ支出	交付請求書 3号様式
	上半期分	執行（経理責任者が支出決定者の決定を経て支出） ：政務活動費対象経費支出書 （規程第8条第1項（旧規則13条1項））			経費支出書 第15号様式
	10月	議長に支出内容報告⇒ ：政務活動費対象経費支出内容報告書 （条例第9条第1項、規程第11条第1項（旧規則16条1項））	支出内容の検査・（修正命令） （条例第9条第2項・（第3項））		内容報告書 第10号様式
		市長に交付請求		交付請求書受理 会派へ支出	
	下半期分	執行			
翌 年 度	4月 5月	議長に支出内容報告	支出内容の検査・（修正命令）		
		議長に収支報告書提出 ：政務活動費収支報告書 ※領収書等の証拠書類が添付された政務活動費対象経費支出書を添えて （条例第10条第1項）	収支報告書の写しを市長に送付⇒ （条例第10条第3項）		収支報告書 第14号様式
			政務活動費の返還⇒ （市長に残余額を返還） （条例第11条）	精算（残余額の戻入）	

※1：下半期は上半期と同様の手続

※2：条項は令和4年4月1日のものとし、旧表記は同年3月31日以前のもの

※3：ただし、改選年度については、政務活動費は月単位で交付額を算定していることから、新任期間開始後の政務活動費の交付は7月からとしている。そのため、令和3年度は改選年度であったことから、4月分から6月分までを改選前である「維新の会」、改選後の上半期分である7月分から9月分まで、下半期の10月分から3月分までを「日本維新の会」へ交付を行っている。

支出に当たっては、キのとおり議長は条例第9条に基づき支出内容を検査し、支出内容に不適正なものがあると認めるときは修正を命ずることができることとなっているが、市長が行うべき同様の事務について具体的な定めはない。また、市長にはキのとおり議長から政務活動費収支報告書の写しが送付されるが、その送付は原則年度終了後の年1回で、政務活動費対象経費支出書や領収書等の証拠書類は添付されていない。

なお、議長の権限事務の執行は、法第138条に基づき議長の命を受け議会事務局が担っており、また、市長の権限事務である交付決定及び交付事務についても、法第180条の2及び本市の「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程」に基づき同じ議会事務局が補助執行を行っているため、交付や支出内容のチェック等について別途市長部局の職員が行うことはない。

(3) 本市の政務活動費に係る運用の状況

ア 運用基準

本市の政務活動費の交付及び政務活動費を充てることができる経費の範囲等は、法の趣旨を踏まえ条例及び市規則（以下「条例等」という。）で定めている。

また、交付に係る手続等については、平成 30 年 4 月に市議会が運用マニュアルを作成している。

イ 政務活動費を充てることができる経費の範囲等

条例において政務活動費を充てることができる経費の範囲を、「調査研究その他の活動（市政の課題を解決し、又は市民の意思を市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）」（以下「調査研究等活動」という。）に要する経費と定め、市規則において政務活動費を充てることができる経費及び充てることができない経費を定めている。

運用マニュアルにおいては、備品費については、対象経費として「パソコン（設定費用含む）、プリンター、シュレッダー等の備品（尼崎市議会議事堂の議員室において使用するものに限る。）の購入費用」、支出できない例として「社会通念上、政務活動に関連しないと思われる物品等の購入」、支出基準等として「備品を購入しようとするときは、備品購入届出書により、その旨を議長に届け出なければならない。」、留意事項として「尼崎市財務規則に基づき、100,000 円以上の物品を備品として取り扱うこと。」「備品は議員室において使用するものに限るとしているが、デジタルカメラ等の購入は可。ただし、議員室に常備することとし、持ち出して使用するときは台帳を活用するなど、適切な管理に努めること。」と記載されている。

また、事務費については、対象経費として「用紙又は文具の購入代金、公文書の写しの交付に係る手数料等」、留意事項として「政務活動費の趣旨を外れた目的に使用することが明らかな消耗品は購入できない。」「消耗品の大量購入」に留意すること、「パソコンのセキュリティに係る費用（例：ウイルス対策ソフト）は支出可能」であることが記載されている。

ウ ポイントの取扱い

ポイントの取扱いについては、運用マニュアルでは、「政務活動費で購入したことにより発生したポイントは取得しないこと。（例：航空会社のマイレージ、家電量販店等ポイント還元サービスを行っている店舗での購入）」とあり、やむを得ずポイントが付与されてしまった場合は、当該ポイントは私的な購入には充てず、政務活動費の支出に充てると記載されている。

なお、監査対象部局に確認した結果、ポイントについては、他に詳細な運用規程はなく、取得してしまった場合の運用は各会派に一任しており、議会事務局で精算確認は実施していないとのことであった。

エ 条例等及び運用マニュアルの改訂経緯

これまで条例等及び運用マニュアルについて、都度、改訂が行われているが、主な改訂履歴については、以下のとおりである。

(ア) 条例

改訂年月	主な改訂内容等
平成 14 年 6 月	条例施行開始
平成 25 年 3 月	使途の拡大に合わせて政務調査費から政務活動費へ 名称変更 執行内容の報告、検査について規定
平成 26 年 4 月	経費の範囲等として、調査研究その他の活動について 整理
平成 31 年 4 月	費目見直しに係る改訂
令和 2 年 10 月	会派広報の作成費に係る対象経費の支出の基準等につ いては議長が定めることを規定
令和 3 年 12 月	条例の名称変更
令和 4 年 4 月	議長の役割を整理の上、明確化

(イ) 市規則

改訂年月	主な改訂内容等
平成 14 年 7 月	市規則施行開始
平成 25 年 3 月	条例変更に伴う改訂
平成 31 年 4 月	条例変更に伴う改訂
令和 4 年 4 月	条例変更に伴う改訂、市規則名称変更、市規則と新規 程に分かれる

(ウ) 規程

改訂年月	主な改訂内容等
令和 2 年 10 月	尼崎市議会政務活動費を充てることができる会派広 報紙の作成の基準を定める規程施行開始
令和 4 年 4 月	同上規定について条例変更に伴う改訂
	尼崎市議会政務活動費の交付等に関する条例施行規 程施行開始

(エ) 運用マニュアル

改訂年月	主な改訂内容等
平成 30 年 4 月	運用開始
平成 31 年 4 月	費目見直しに係る改訂
令和 2 年 10 月	出張報告書公開・会派広報紙作成基準規程策定

令和 3 年 7 月	申請書類等への押印見直し
令和 4 年 4 月	条例・市規則改正、政務活動費の交付等に関する条例 施行規程策定
令和 4 年 7 月	会計処理について暫定改訂

なお、運用マニュアルは今回の本件支出に係る内容を受けて、令和 4 年 7 月に政務活動費の制度検証等特別委員会で一定の整理がなされるまでの間、30,001 円以上の支払いは振込か口座引き落とし、所持できる現金は 3 万円までとするなどの暫定改訂が行われている。

(4) 事実の認定

監査対象部局等への本件請求に係る照会事項による文書回答及び関係資料等によると、次のことが認められる。

ア 維新の会への令和 3 年度政務活動費の交付状況

本件支出に係り維新の会は令和 3 年 7 月 1 日付けで議長を経て市長に交付申請を行い、市長は同月 12 日付けで交付決定、令和 3 年 7 月分から 9 月分までとして 3,000,000 円を同月 20 日に交付している。

なお、令和 3 年度の政務活動費については、改選前の 4 月分から 6 月分までを「維新の会」として、改選後の 7 月分から 3 月分までを「日本維新の会」として交付されており、同会派への交付状況は次のとおりであった。

(単位：人・円)

会派名	人数	交付決定額	支出額		精算額
維新の会 (改選前)	7	R3. 4. 5	R3. 4. 20		R3. 8. 19
		2,100,000	2,100,000		1,302,430
日本維新の会 (改選後)	10	R3. 7. 12	R3. 7. 20	R3. 10. 20	R4. 5. 12
		9,000,000	3,000,000	6,000,000	6,646,105

イ 維新の会の本件支出に係る政務活動費充当（議長への報告）額等

(ア) 政務活動費対象経費支出内容報告書

令和 3 年 7 月から 9 月までにおける執行内容について、令和 3 年 10 月 29 日付けで市規則第 16 条第 1 項に基づく「政務活動費対象経費支出内容報告書」（第 10 号様式）（以下「10 号報告書」という。）が維新の会から、以下のとおり議長へ報告されており、添付の資料では本件支出に係る会派の支出日は同年 8 月 22 日となっている。

政務活動費対象経費支出内容報告書（単位：円）			
収入	科 目	金 額	摘 要
	政務活動費	3,000,000	@100,000×10人×3ヵ月
	利息	7	
計		3,000,007	
支出	科 目	金 額	摘 要
	調査・研修費	248,330	セミナー受講料、講師費用
	印刷費	13,176	コピー代、複合機再リース料
	図書購入費	89,280	新聞代、書籍代
	通信費	17,521	インターネット通信料、郵便料
	備品費	760,330	パソコン他
	会派等職員 雇用経費	597,070	給与、労働保険料、健康保険 料、厚生年金保険料
	事務費	105,779	事務用品、コピー用紙代他
計		1,831,486	

（イ）備品購入届出書

本件支出におけるノートパソコン購入に係り、令和3年8月17日付けで市規則別表第1第2項第4号アに基づく「備品購入届出書」（第8号様式）が維新の会から、「ノートパソコン（P1X5RPEG）1台」、「ノートパソコン（206L6PA-AAVK）5台」について議長へ報告されており、政務活動費対象経費支出書に添付されていた納品書の内容と合致したものとなっている。

また、別途、維新の会の備品台帳に購入日を令和3年8月23日として、「PCラップトップ5台（HP）、1台（Dynabook）Office2000・ノートンセキュリティ」
として、金額760,330円で記載されている。また、使用者（池田、寺井、長崎、西田、松岡、光本）、備考には「Wi-Fiルーター同時購入あり」と記載されている。

（ウ）政務活動費収支報告書

令和4年4月28日付けで条例第10条第1項に基づく「政務活動費収支報告書」（第14号様式）（以下「14号報告書」という。）が維新の会から、議長へ報告されており、本件支出に係る内容については、5-(4)-イ-(ア)（9ページ）10号報告書と同額（760,330円）であり、以下の内容で報告がされている。

収入済額	支出済額	返還額	
		差引残額	利息
9,000,018 円	6,646,105 円	2,353,895 円	18 円

また、14 号報告書と併せて「政務活動費対象経費支出書」（第 15 号様式）（以下「支出書」という。）について以下のとおり提出がされている。

- ・令和 3 年 8 月 22 日発行 支出番号 16
- ・会派名：日本維新の会
- ・代表者名：光本圭佑、経理責任者名 西田兼治
- ・内容：Wi-Fi ルーター、PC（Dynabook×1 台、HP×5 台）、ノートン ID1 年版×6 台分、ウイルスバスター 1 年版×1 アカウント
- ・支出額：760,330 円
- ・添付書類：領収書、納品書

添付のヨドバシカメラ発行の領収書の宛て名は、「日本維新の会 尼崎市議団」となっており、2021 年 8 月 22 日発行、金額は 760,330 円となっている。店舗名は「梅田」、売場は「B1F PC」、内容は「パソコン等代として」、カード使用欄はデビットカード、クレジットカード欄に丸印が、GPC 欄（ゴールドポイントカード）にチェックが入っていることを確認した。

また、納品書についても、宛て名は、「日本維新の会 尼崎市議団」となっており、2021 年 8 月 23 日発行、金額は 760,330 円で内訳は以下のとおりである。

商品名	単価	数量	小計
エレコム ELECOM WMC-2HC-W [Wi-Fiルーター親機+中継器セット スターターキット メッシュネットワーク対応 1733+800Mbps IPv6(1PoE)対応 ホワイト セキュリティ機能付き]	18,650円	1	18,650円
ノートンLifeLock 21419089 ノートン ID アドバイザー1年版	4,150円	6	24,900円
Dynabook ダイナブック P1X5RPEG [ノートパソコン/dynabook X5/15.6型/Core i3-10110U/SSD 256GB/メモリ 4GB/Windows 10 Home/Microsoft Office Home & Business 2019/サテンゴールド]	111,560円	1	111,560円
HP 206L6PA-AAVK [HP 15s-eq1000 G1モデル 15.6型/Ryzen 5 4500U/メモリ 8GB/SSD 512GB/Windows 10 Home (64bit) /Microsoft Office Home & Business 2019/ピュアホワイト]	119,900円	5	599,500円
トレンドマイクロ TREND MICRO ウイルスバスター クラウド ダウンロード 1年版 [Windows&Mac&iOS&Android&Chrome OSソフト ダウンロード版]	5,720円	1	5,720円
合計金額 (うち消費税)			760,330円 (69,120円)

(エ) 収支報告及び精算

維新の会から上記 5-(4)-イ-(ウ) (10 ページ) の 14 号報告書の提出を受け、議長から市長に対し、令和 4 年 5 月 12 日付けで同報告書の写しを送付、同日付けで議会事務局により収支報告及び精算の事務処理がされ、残余金 2,353,895 円について戻入処理の手続がされている（利息分 18 円は別途、雑入で処理）。

ウ 会派代表者会における維新の会からの報告事項

令和 4 年 6 月 10 日に維新の会の光本議員が政務活動費を他の会派議員の同意を得ず、引き出していたとの報道を受けて、同月 14 日「日本維新の会における政務活動費の出納管理について」を協議事項とする会派代表者会（以下「当該代表者会」という。）が開催された。

4-(3) (2 ページ) において監査対象部局から提出のあった、当該代表者会の報告書及び議事録（令和 4 年 7 月 13 日時点未定稿）によると内容は以下のとおりである。

(ア) 概要

維新の会の出納管理に係る内容として、議会事務局からの指摘を受け、光本議員による政務活動費の現金による 5 件の入出金の時系列を整理するとともに、銀行口座の記載事項に係る疑義事項及びヨドバシカメラで購入した本件支

出に係るお買上メモ、納品書、領収書等の写しなどの資料を基に維新の会から説明があったものである。

(イ) 入出金の状況

上記報告の資料による光本議員の政務活動費の現金での入出金の状況は次のとおりである。

当該代表者会の資料によると、他の会派議員へ相談がなく、令和3年6月29日から令和4年3月23日まで案件1及び2の計2,788,265円が、令和4年5月31日から同年6月9日まで案件3から5の計3,374,400円の計6,162,665円が現金で出金されていたとなっており、議会事務局から令和4年6月2日に維新の会の会計責任者に連絡があり、他の会派議員へ知れ渡ることになったとしているものである。

なお、入出金の状況については、別途、監査事務局において会派銀行口座通帳の写しを確認したところ、当該代表者会における報告と内容が合致していることを確認した。

(単位：円)

	日付	出金	入金	内容
案件1	R3.6.24			A社でのパソコンの見積書(支払方法に現金のみと記載)
	R3.6.29	750,000		光本議員がA社へ現金で支払い
				A社に対してキャンセル
	R3.8.22			ヨドバシカメラでパソコンを760,330円で購入
	R3.9.24	760,330		政務活動費から光本議員へ現金で支払い
案件2	R4.3.23		750,000	A社から返金
	R3.10.25			K社での会派報の見積書(支払方法に現金にて御集金と記載)
	R3.11.2	2,038,265		光本議員へ手渡し後、キャンセル
	R3.11.11	431,200		他業者へ印刷代を振込
	R3.12.6	71,500		他業者へデザイン料を振込
	R3.12.22	765,765		他業者へポスティング代を振込
	R4.3.31		2,038,265	光本議員から返金
案件3	R4.4.20		6,000,000	議会事務局から前期分の政務活動費の入金
	R4.4.20	2,500,000		政務活動費から光本議員へ現金で支払い
	R4.6.2			議会事務局からの報告により会派職員が認知
	R4.6.6		2,500,000	団長から立替で返金(同日、光本議員から返金)
案件4	R4.4.20	60,000		政務活動費から光本議員へ現金で支払い
	R4.6.9		60,000	現金で保管されていたものを返金
案件5	R4.5.30			印刷の見積書
	R4.5.31	814,400		政務活動費から光本議員へ現金で支払い
	R4.6.9		814,400	現金で保管されていたものを返金

(ウ) 本件支出に係る添付資料

当該代表者会では本件支出に係る資料として、ヨドバシカメラのお買上メモ、納品書、領収書の写しが添付されており、それぞれ、監査事務局において今回、請求人から提出のあった事実を証明する書類と合致していることを確認した。また、当資料では請求内容と同じく、お買上メモにおいて一部納品書に記載のない商品が記載されていることや、納品書の様式についてヨドバシカメラが発行している様式と異なっているとの説明がされている。

なお、当該代表者会の場において、これらの添付資料のうち、納品書については商品の内訳を切り貼り作成した行為が、領収書についてはデビッドカード欄に丸印を加筆した行為が、それぞれ光本議員自身の手により行われた旨の確認がされている。

このうち納品書については、実際に購入したと考えられるお買上メモと納品書の内訳が異なっており、それぞれの差異について監査事務局において整理したものを以下に示す。

No.	商品名	お買上メモに記載				納品書に記載			差額
		単価	数量	値引き	小計	単価	数量	小計	
		①伝票番号3536825961							
1	Dynabook ダイナブック PIX5RPEG [ノートパソコン/dynabook X5/15.6型 /Core i3-10110U/メモリ 4GB/SSD 256GB/Windows 10 Home(64bit)/Office Home & Business 2019/ サテンゴールド]	109,790	1		109,790	111,560	1	111,560	-1,770
2	エレコム ELECOM WMC-ZHC-W Wi-Fiルーター 親機+中継器セット スターターキット メッシュネットワーク対応 1733+800Mbps					18,650	1	18,650	-18,650
3	Wi-Fiルーター メッシュWi-Fiシステム Wi-Fi 6 (トライバンド [Deco X90 1P])	25,820	3		77,460				77,460
4	Wi-Fiルーター メッシュWi-Fiシステム Wi-Fi 6 (トライバンド [Deco X90 2P])	49,800	1		49,800				49,800
5	ヨドバシカメラ Yodobashi Camera CAT7F-2BK [ヨドバシカメラオリジナル LANケーブ ル]	1,810	1		1,810				1,810
合計					238,860			130,210	
		②伝票番号3536825919							
6	HP 206L6PA-AAVK [HP 15s-eq1000 G1モデル 15.6型 /Ryzen 5 4500U/メモリ 8GB/SSD 512GB/Windows 10 Home (64bit)/Microsoft Office Home & Business 2019/ビュアホワイト]	99,790	5		498,950	119,900	5	599,500	-100,550
7	トレンドマイクロ TREND MICRO ウイルスバスター クラウド ダウンロード 1年版 [Win/Mac/iOS/Android/Chrome PC/スマホ対応 ダウ ンロード版]	5,720	1		5,720	5,720	1	5,720	0
8	ノートンLifeLock ノートン ID アドバイザー 14年版	3,300	6	3,000	16,800	4,150	6	24,900	-8,100
合計					521,470			630,120	
お買上メモ計					760,330	納品書計		760,330	0

この結果、お買上メモによると伝票番号「3536825961」（以下「伝票①」という。）及び伝票番号「3536825919」（以下、「伝票②」という。）の2つに分けて購入されており、ノートパソコン6台（ダイナブック1台、HP5台）及びセキュリティソフト（ノートンLifeLock）について、政務活動費の支出として報告のあった納品書と実際購入したお買上げメモの金額を比較するとかい離がある。

また、Wi-Fi ルーター（エレコム）1台18,650円は納品書に記載があり、政務活動費の対象となっているが、実際に購入されておらず、Wi-Fi ルーターシステム4セット（5台）及びLAN ケーブルは納品書に記載はないが実際に購入

されており、納品書による報告があった支出額とお買上メモにより実際に購入された金額とは差はないものの、本件支出に係る報告内容が異なっている。

エ 14 号報告書の修正

令和 4 年 5 月 10 日付けで維新の会における令和 3 年度 14 号報告書について決裁し、精算を終えていたが、維新の会が独自に調査した結果、政務活動費について本市使途基準にそぐわない支出が判明したことにより、令和 4 年 6 月 17 日付けで当該会派から議長に対し、当該支出が含まれる同報告書の修正と共に該当経費について返金の申し入れがあった。これを受け令和 4 年 6 月 23 日付けで尼崎市会議長から尼崎市長へ返金手続の依頼²があり、令和 3 年度予算の出納閉鎖後であることから過年度の戻入処理が行われた。

(ア) 維新の会から議長への届出内容

内容：支出書・支出番号 16 の修正（5-(4)-イ-(ウ)（10 ページ）の支出書）

返金額：238,860 円

返金理由：一部政務活動費の使途にそぐわない支出が判明したため

（ヨドバシカメラお買上メモ 伝票② 3536825919 を添付）

(イ) 議長から市長への依頼内容

戻入金額：238,860 円

返還理由：購入したパーソナルコンピューター等一部に私的利用が認められたため

(ウ) 戻入処理について

令和 4 年 6 月 23 日付けで議長からの依頼を受けた戻入処理について議会事務局から維新の会へ納入通知が行われ、6 月 24 日に維新の会から 238,860 円が戻入されている。

オ ヨドバシカメラからの回答による確認

令和 4 年 7 月 13 日付けヨドバシカメラからの回答により確認できた内容については以下のとおりである。

領収書について確認した結果、維新の会から提出された支出書に添付されていた領収書について発行年月日、金額、宛て名が合致していることを確認した。しかし、5-(4)-イ-(ウ)（10 ページ）に記載したとおり、支出書添付の領収書はデビットカード欄に丸印が付いていたが、今回、確認した結果、当初はデビットカード欄に丸印が付いておらず、後から付けられたことを確認した。なお、ヨドバシカメラに聞き取りした結果、領収書に記載されているレシート No. 622607 は

² 令和 4 年 6 月 23 日尼議政第 21 号

伝票①、No. 622606 は伝票②に対応するもので、内容、金額等含めて同様のものであることを確認している。

維新の会が作成した支出書に添付の納品書については、ヨドバシカメラの納品書と書式が異なっており、購入商品の配送先はそれぞれ、伝票①は光本議員の自宅、伝票②は尼崎市役所議会棟となっていることが確認され、5-(4)-ウ-(ウ) (13ページ) で記載したとおり、支出書に添付されていた納品書に記載の商品と一部異なっていたほか、ウイルスバスターを除いて各商品の金額にかい離があった。

また、ポイント³については本件支出に係り取得されており、購入金額の 10% 相当である 76,033 ポイントが付与されていることを確認した。

カ 購入物品の現物確認

次に本件支出に係る購入物品について、議会事務局からの文書回答及び尼崎市議会議事堂の日本維新の会議員室（以下「議員室」という。）の物品を確認した結果、次のことが認められる。

本件支出に係るお買上メモ記載の実際に購入された物品等について、令和 4 年 8 月 1 日に維新の会において備品等の現物と使用されているか、監査事務局において確認を行った。

このうち、伝票①に記載の備品等（ノートパソコン 1 台（ダイナブック）、Wi-Fi ルーターシステム 4 セット及び LAN ケーブル 1 本）については、令和 4 年 6 月 24 日に私的利用が認められるとして、維新の会から 238,860 円が既に返還されているが、現物について確認したものの、いずれも未使用であった。なお、Wi-Fi ルーターシステム 4 セットについてはメッシュシステムというもので、従来のルーターのような単一ポイントではなく、複数のアクセスポイントを設置することで、より広範囲に電波を行き渡らせるためのもので、議員室内に電波を巡らすには著しくオーバースペックなものである。

次に伝票②に記載の備品等（ノートパソコン 5 台（HP）、ウイルスバスター、セキュリティソフト（6 ライセンス））については、いずれも現物について確認した。ノートパソコン 5 台及びウイルスバスター（1 アカウント 3 台分）については、使用されていることを確認したが、セキュリティソフトについては、インストールがされておらず未使用となっていた。

³ ポイント（ゴールドポイント）はゴールドポイントカードへの入会者を対象に、ヨドバシカメラおよび関連店舗での支払い総額に応じて還元をするサービス。還元率は商品と支払い方法によって異なるが、店舗での購入の場合、条件によるが原則として購入額の 10% 分のポイント還元となり、貯まったポイントは、1 ポイント＝1 円として、ヨドバシカメラおよび関連店舗の買い物に利用できるもの。

(5) 過去の判例等

本件請求に関連する政務活動費に係る判例等については、次のようなものが存在する。

ア 政務活動費の趣旨や使途基準の扱い等について

(ア) 平成 21 年 12 月 17 日 最高裁 平成 20 年(行ヒ)第 386 号 公文書非開示処分取消等請求事件

「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」

(イ) 平成 22 年 3 月 23 日 最高裁 平成 21 年(行ヒ)第 214 号 政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件

「本件使途基準は、(中略) 調査研究のための必要性をその要件としている。議員の調査研究活動は多岐にわたり個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。そして、本件物品は、その機能、一般的用途からして、議員の調査研究活動に用いられる可能性はあり、それがパソコンやビデオカメラなどの比較的高額な物品であるからといって、直ちに上記の必要性を欠くものとはいえない。しかし、前記事実関係等によれば、本件物品は、本件議員らの任期満了 1 ないし 4 か月半前という時期に購入されており、任期中の最後の議会の会期後に購入されたものも少なくない。また、本件議員らは、任期満了による選挙に立候補することなく、市議会議員としての任期を終えたというのである。そして、上诉人は、本件議員らは 10 年から 20 年以上にわたる議員としての経歴を有するところ、このような手元に残る物品を在職中初めて購入したり、緊急の必要性もなく買い換えたりしたと主張している。前記の事実に加えて、上記のような主張に係る事実が認められるのであれば、本件各支出は調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれるというべきであり、その場合、特段の事情のない限り、本件各支出は本件使途基準に合致しない違法なものと判断される

こととなる。」

(ウ) 平成 27 年 5 月 26 日 札幌地裁 平成 21 年（行ウ）第 36 号 政務調査費返還履行請求事件

「政務調査費の趣旨目的からするならば、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員が、ある使途に政務調査費を支出するか否かの判断は、使途基準に従ってするという制約の下で、会派及び議員の裁量に委ねられていると解するのが相当であり、被告から政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、ある使途に政務調査費を支出するか否かを、その裁量により自主的、自律的に判断することができるというべきである。そうすると、会派及び議員の裁量に委ねられた事項については、会派又は議員がした政務調査費の支出が使途基準に違反する違法な支出となるのは、会派又は議員に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られることになる。」

(エ) 平成 28 年 6 月 22 日 山口地裁 平成 26 年（行ウ）第 7 号 不当利益返還請求住民訴訟事件

「地方自治法の趣旨が、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基礎の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の除斥を制度化したものであると解されることからすれば、本件使途基準に定める調査研究費以下の経費は、議員の議会活動の基礎となる調査研究に要する、あるいは、それに伴う経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的な関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきであるところ、本件使途基準以下の下位の定め（本件運用方針及び本件マニュアル）は、議員の調査研究活動がその自発的な意思に基づいて行われるものであるとしても、そのための費用が、前記地方自治法の趣旨のもとに、社会通念上妥当な範囲で支出、充当されるよう、更に具体的かつ詳細な基準を定めたものであるといえる。したがって、議員が政務調査費の一部又は全部について本件使途基準等に適合しない充当をした場合においては、当該充当は本来許されない支出をしたものとして、違法となるというべきである。」

(オ) 平成 19 年 4 月 26 日 仙台高裁 平成 18 年（行コ）第 20 号 政務調査費返還履行請求控訴事件

「(略) 政務調整費としての支出は適正でなければならず、政務調査費については、収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収書等の整理保管が議員に義務付けられていることからすると、議員が政務調査費として支出したものが本件使途基準等に照らして適正なものであるか否かについては、公金たる政務調査費を交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得

ない。なるほど、本件条例や本件規則には、市長の調査権限を定めた規定がないことは控訴人の主張するとおりであるが、公金を管理する者として、その公金の支出が適正であったか否かを審査し得ることは当然である。また、会計帳簿の調整や領収書等の整理保管を義務付けていることからすると、それらによって支出が適正か否かを調査することは議員や議会の自律性を侵害するものとはいえない。」

イ ポイントの取扱いについて

(ア) 平成 27 年 4 月 8 日 大阪地裁 平成 24 年（行ウ）第 129 号 政務調査費返還請求事件

「本請求は茨木市の政務調査費支出において、「原告らは、本件相手方らは、本件各支出に関し、クレジットカードや家電量販店のカード等を利用してポイントを取得するなどし、経済的利益を享受しているから、これについても返還がなされるべきである。」として主張したものである。しかし、そのようなポイントの取得によって、茨木市に何らかの損害が生じたということはできないから、仮に本件相手方らに何らかの経済的利益が帰属していたとしても、不当利益の成立は認められない。」

ウ 利子の返還について

(ア) 令和元年 6 月 19 日 大阪地裁 平成 29 年（行ウ）第 43 号 大阪市政務活動費返還請求事件

「本請求は平成 27 年度の政務活動費のうち経費以外のものに充当したものと及びその支出に係る収支報告書提出の翌日である平成 28 年 6 月 17 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めているものである。それに対し、大阪地裁では損害賠償責務の額及びこれに対する不当行為の後の日（原告の請求日と同日）から支払い済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを大阪市が対象会派へ請求するよう判決があったものである。」

(イ) 参考（民法の規定内容）

民法第 704 条では次のように規定されており、その法定利率は同じく民法第 404 条に規定されている。なお法定利率は令和 2 年 4 月 1 日から、年 5%から年 3%に引き下げられている。

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

第 704 条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(6) 判断

ア 判断に当たっての基本的な考え方

5-(1)-ア(3ページ)のとおり、法上政務活動費の交付に当たり条例で定めなければならないとされている項目は、交付の対象のみならず、額や交付の方法といういわゆる支出手続までに及び、本市においても条例及びその施行規則である市規則において詳細に規定されている。

これは、政務活動費の交付決定のルールを議会の議決を経た条例等において明確化し、市長及び議会両者の立場から共に公金支出の適正性を確保する趣旨に他ならず、議会においては、このような趣旨を受け、交付申請や収支報告等に関する議会内部の手続や、政務活動費を充てることが出来る経費の範囲等について、条例施行規程や運用マニュアルを整備し、厳格なルール化と適宜の見直しを行っている。

一方で、前掲の判示内容では、「政務活動費の適切な執行は議会の自主性と責任が基本であること。」「議員の調査研究活動は多岐にわたり個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があること。」「使途基準等に適合しない充当は本来許されない支出として違法となること。」「監査委員は、その支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないこと。」などがうかがえる。

以上のような政務活動費の趣旨や判例等の考え方に鑑み、監査委員としては、調査によって得られた5-(1)(3ページ)から(4)(9ページ)までの本件請求に係る事実等について、法や条例等の規定等に照らし、外形的に明らかに違法又は不当とされるものがないかという観点から以下のとおりの判断を行った。

イ 本件支出に係る違法性の判断

本市においては、5-(2)(4ページ)で記載したとおり、備品の購入費については条例第7条別表第1項第9号(会派等が使用する備品の購入に要する経費)により政務活動費の充当が認められている。また、運用マニュアルを定め、備品費について詳細な指針を設け運用している。

また、その支出手続においても、市規則第13条においては、経理責任者が支出書により支出決定者の決定を経て支出すること(第1項)、支出に当たっては領収書を徴すること(第2項)、条例第10条においては、会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書(14号報告書)を作成し、当該収支報告書に領収書等の証拠書類が添付された支出書を添えて翌

年度の4月30日までに議長に提出しなければならないとあるなど、同じく詳細な規定が設けられている。

従って本件支出についての違法性については、以上のような本市使途基準に合致したかどうか及び適正な支出手続に沿ったものかどうかの2点からそれぞれ以下のとおり判断する。

(ア) 本市使途基準に合致するかについて

5-(4)-カ(16ページ)のとおり、維新の会で実際使用されているかについて監査事務局が令和4年8月1日に議員室の实地調査等を行った結果、伝票①に記載の備品等(ノートパソコン1台(ダイナブック)、Wi-Fi ルーターシステム4セット、及びLAN ケーブル1本)については存在はしていたもののいずれも未使用で、Wi-Fi ルーターシステムについては議員室内に電波を巡らすには著しくオーバースペックで不自然なものであることが判明した。これらについては、5-(4)-エ(15ページ)で記載したとおり、本件請求後の令和4年6月24日に本市使途基準にそぐわない(私的利用が認められる)ものとして、維新の会から市長に238,860円が既に返還されており、これら伝票①に係る金額については、条例第7条の「政務活動費を充てることができる経費の範囲等」における「会派等が行う調査研究その他の活動(市政の課題を解決し、又は市民の意思を市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動)に要する経費」に当てはまるとは言えない。

次に、伝票②に記載の備品等(ノートパソコン5台(HP)、ウイルスバスター、及びセキュリティソフト(ノートンLifeLock))については、現物が確認でき、ノートパソコンとウイルスバスターについては現実に使用されていることが確認できた。なおセキュリティソフトについては未使用であったものの、会派各議員の既存のパソコンに適宜インストールして活用できるものであるから、これらについては条例や規則等に定める本市使途基準に合ったものといえる。

(イ) 支出手続の適正性

当該支出書には合計金額のみ記載された領収書に添えてその内訳を記載した納品書が添付されているが、この納品書については、先述のとおり、当該代表者会の場において、購入業者の発行したものではなく、金額及び購入内容を、支出決定者である光本議員自身による切り貼りにより作成したものであること、また、領収書についても内容の加筆が行われたことを確認している。

なお、5-(4)-オ(15ページ)に記載のとおり、監査事務局において、支出書添付の領収書は当初はデビットカード欄に丸印が付いておらず、後から付けられたものであること、納品書についてはヨドバシカメラの納品書と書式が異なっていることを確認している。

当該書類は販売者によって販売内容を証するために発行されるものであることから、これらの行為は購入者による偽造或いは変造（以下「偽造等」という。）であり、それを証拠書類として添付したことは、その動機が何であれ、また購入物品が本市使途基準に合致するものかどうかにかかわらず、明らかに不正な手段を用いた支出行為だったと言える。

以上のとおり、本件支出については、その一部の物品において政務活動費を充てることができる経費の範囲として合致しているものの、その内訳を証するための書類が支出決定者により偽造等が行われるなど、明らかに適正ではない手続による支出行為であり、本件支出に係る全ての物品が不正な手段をもって購入されたことから、違法な支出であると判断する。

ウ 本件支出における市の損害の範囲

（ア）伝票①に係る支出について

5-(4)-エ（15 ページ）記載のとおり本市使途基準にそぐわないという理由で令和 4 年 6 月 24 日に会派から既に返還済であるから、現時点において損害が生じているとは言えない。（ただし、後述の遅延損害金を除く。）

（イ）伝票②に係る支出について

上記 5-(6)-イ-(ア)（21 ページ）のとおり、本市使途基準に見合う備品類であり現実に会派において活用されているが、上記のとおり本件支出が証拠書類の偽造等という違法な手続を経て行われた以上、有効な手段で公金が支出されたものとは言えず、支出そのものを無効なものとして、当該購入経費部分についても市は損害を生じているというべきである。その判断理由は以下のとおりである。

先述のとおり、政務活動費の使途は、交付を受ける会派や議員の裁量により自主的、自律的に判断することが基本であるが、その適正な運用を図るために条例や規則、そして議会が独自に定めた規程やマニュアル類が存在する。

この議会が定めた交付に係る規程やマニュアル類は、法第 100 条第 16 項に定める議長による使途に係る透明性の確保を具体化したものであり、5-(3)-エ（8 ページ）のとおり、常に透明化やルールの特明確化を目的とした改正が行われている。従って会派や議員は政務活動費の充当に係る裁量権の行使に当たっても、これらのルールを十分に理解し順守することが前提として求められる。

また、政務活動費の執行に当たり使途にそぐわない支出が認められる場合や必要な証拠書類が不足する場合などは、市規則第 13 条に定める会派の支出決定時や、条例第 9 条に定める支出内容の議長への報告時において会派の経理責任者や議長（議長の補助機関である議会事務局）がチェックを行い、必要な修

正が図られることとなるが、そもそも不正な手段をもって行われた支出行為自体、修正が馴染むものではない。よって一旦その支出行為は無効にし、必要に応じて改めて適法な支出行為を行うべきである。（なお、本件請求に係る実際の返金手続は、14号報告書が修正されただけで、支出書や10号報告書は修正されておらず、領収書についても戻入の対象となった物品が含まれた合計金額が異なる当初のものが添付されたままである。）

このような修正を認めてしまうと、本市使途基準に見合った物品が正しく納品・使用されておりさえすればその支出に当たって不正かつ違法な行為があったとしても結果的に有効となるものであり、このことは厳格な支出手続のもとで政務活動費を適切に執行しようという条例等の趣旨を大きく逸脱するばかりか、支出手続のルールそのものが形ばかりの意味をなさないものになる。

よって、本件に係る政務活動費の支出の全てにおいて本来認められるべきものではなかったものであるから、新たに適法な支出手続を経た上でない限り、現存する使途に見合ったパソコン類も含め違法な公金の支出として政務活動費の充当を認めることはできないものである。

（ウ）利子相当分について

利子に係る過去の裁判例については、5-(5)-ウ-(ア)（19ページ）記載のとおり、「その支出に係る収支報告書提出の翌日から支払済まで民法所定の割合による遅延損害金の支払い」について対象会派へ請求すべきとする旨の判決が見られるところである。

本件についても、不適切な支出等に伴い政務活動費の返還を生じた場合の利子相当分の返還について、条例等において具体的な定めはないものの、先述のとおり、虚偽の資料を添付し政務活動費を不正に取得したものであるから、その返還が遅延した期間、損害が発生しているものと認められると判断する。よって、条例第10条第3項に基づく14号報告書の写しが市長に送付のあった日を当該支出書の支出に係る損害の発生が確定した日とみなし、令和4年5月12日の翌日から一部返還のあった同年6月24日までは760,330円、同年6月24日の翌日から返還済の日まで521,470円に係る年3分の遅延損害金の請求を維新の会に対し行うべきである。

（エ）ポイント取得分について

ポイントの取扱いについては、5-(3)-ウ（7ページ）で記載したとおり、運用マニュアルにおいて政務活動費で購入したことにより発生したポイントは取得しないこととされており、また、やむを得ずポイントが付与してしまった場合は、私的な購入に充当せず、政務活動費の支出に充てることと定められている。

しかし、ポイントの取扱いに係る過去の裁判例については、5-(5)-イで（19

ページ）記載したとおり、「ポイントの取得によって市に何らかの損害が生じたということとはできないから、仮に本件相手方らに何らかの経済的利益が帰属していたとしても、不当利得の成立は認められない」とされていることを踏まえ、本件支出によって 76,033 円相当のポイントを取得しているものの、それによって直接的に本市に損害が生じたと言えず、本件請求に係る返還にはなじまないと解する。

（７）結論

以上のとおり、本件請求に係る政務活動費の充当については、監査の結果、本件支出に係る政務活動費 760,330 円について、偽造等された納品書等が証拠書類として添付され、不正な手段による支出が行われていることから、その全てを違法な公金の支出と判断する。よって既に戻入された 238,860 円を除いた残り 521,470 円分についての支出、及び本件支出に係る利子相当分である令和 4 年 5 月 12 日の翌日から同年 6 月 24 日まで 760,330 円、同年 6 月 24 日の翌日から返還済の日まで 521,470 円、それぞれに係る年 3 分の金員について市に損害が生じていることから、請求人の請求の一部に理由があると認め、市長に次のとおり勧告する。

なお、本件請求に係る政務活動費の精算が終了していることから、勧告では違法な支出と認められる公金の返還を求めることとする。

また、本件請求事項中、その他の要望内容についての監査委員の判断は、下記(9)意見において述べる。

（８）勧告

市長に対し、令和 3 年度に維新の会に交付した政務活動費のうち 521,470 円について、令和 4 年 9 月 20 日までに同会派に返還を求める措置を講じること。また、令和 4 年 5 月 12 日の翌日から同年 6 月 24 日まで 760,330 円、同年 6 月 24 日の翌日から返還済の日まで 521,470 円、それぞれに係る年 3 分の金員の支払いを同会派に請求することを勧告する。

なお、措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

（９）意見

監査の強化等を含む地方自治法の一部改正（令和 2 年 4 月施行）のベースとなった、第 31 次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成 28 年 3 月）においては、「議員活動の透明性の確保については、住民の信頼確保の観点からも、政務活動費の用途を含めた議員活動の状況について、各議員は一層、住民への説明責任をさらに果たすための取組を進めていくべきである。」と示されている。

本市では、政務活動費の適切な執行及び透明性の確保のため、条例等において市長及び議長それぞれの権限や職責を整理の上、具体的な使途基準や支出等の手続を定めているが、本件請求の発端となった一連の事案（以下「本事案」という。）を受け、改めて双方の立場から制度の検証と見直しが必要と考え、監査委員として以下のとおり意見を申し述べる。

ア 市長に対する意見

今回のような証拠書類の偽造等による不正行為については、それを徹底して未然に防ぐためのチェック機能の強化が必要であり、公金を支出する市長の立場からも、議会事務局の補助執行として行われている現在の事務の一部を市長部局の職員が直接担う、或いは議会事務局との２重チェック体制を構築するなど、その体制強化の検討が必要であると考えます。

特に本市では、令和４年４月１日に尼崎市内部統制基本方針が策定されたところであり、公金を支出する側としてのチェックが有効に機能するように、上記も含めた制度運用上の必要な事項について、条例等に基づき議長と協議するなど、よりガバナンスの発揮に努められることを望む。

イ 議長に対する意見

（ア）手続やルールの変更の具体化と徹底

本件監査に当たり議会事務局から提出された資料等によれば、一連の入出金の経理責任者による把握が十分に出来ていなかったことや、ポイントをやむを得ず取得した場合の具体的な扱いが会派それぞれの判断に委ねられていることが明らかとなった。

これらの手続やルールは、政務活動費の適切な運用を目的として議会で定めたものであるから、それらが議会全体で機能するよう、運用マニュアルの変更の具体化や各議員への周知徹底を図るべきだと考える。

（イ）議会の主体性を発揮した広範な再発防止策の検討

政務活動費については、議会の自主性、自律性が尊重される制度である。

こうしたことから議会は現在、本事案を受け政務活動費の制度検証等特別委員会を設置し、今回の問題に係る原因の分析、検証を踏まえた条例等の見直しについて主体的に取り組まれている。

その上で、本事案により失墜した市民の信頼を回復し説明責任を果たすためには、これまで以上に幅広い角度からの課題分析や見直し内容の検討が必要であると考えます。その意味で、本件請求においても要望のあった他自治体で採用されている精算払いについても検討内容に含めるべきだと考える。

最後に、本事案を受け、先に発行されたあまがさき市議会だより 8 月号の議長あいさつにおいて「市議会は政務活動費の執行について、過去の反省を踏まえ、これまでの 30 年間、議会改革を進める中で、収支報告書や領収書等のインターネットによる公開など、透明性の確保に取り組み、他都市よりも厳しい制度にのっとり運用してまいりました。しかし、こうした諸先輩議員が積み上げたこれまでの努力が、たったひとりの議員の行いにより一瞬にして崩れ、市民の皆様の信用を失墜させてしまいましたことは誠に遺憾であり（中略）今後、原因の分析、検証を行い、再発防止に向け、制度を改善し、議員一丸となって市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。」という力強い決意が示された。

本監査結果の趣旨についても、このような決意のもとに受け止められ、政務活動費の更なる適正化と透明化が図られていくことを強く望むものである。

以 上

<別表 1> 条例別表・市規則第 19 条

区分	経費
1 調査研究に関するもの	(1) 委託調査に要する経費、研修への参加費その他の研修に関する経費((2)に規定する経費に該当するものを除く。)、講師への謝礼その他これらに類する経費 (2) 出張に要する旅費(費用弁償として支出されるべきものを除く。)その他の出張に関する経費その他これに類する経費で、調査研究に要するもの (3) 会場借上料 (4) 会議等に伴う茶菓代、会議等のために必要な食事代その他これらに類する経費で、調査研究に要するもの (5) 印刷代金、文書複写代金、会派等が管理する複写機の賃借料、維持管理費その他の複写機の使用に係る経費その他これらに類する経費で、調査研究に要するもの (6) 会派広報の作成費、会派のホームページの作成費又は維持管理費その他これらに類する経費 (7) 書籍、新聞又は雑誌(光ディスク等の電磁的記録に係る記録媒体に記録されたものを含む。)の購入代金その他これらに類する経費 (8) インターネット接続サービスの利用に係る経費、切手代等の郵便料金その他これらに類する経費で、調査研究に要するもの (9) 会派等が使用する備品(尼崎市議会議事堂の議員室において使用するものに限る。以下同じ。)の購入に要する経費 (10) 会派等が雇用する職員(以下「会派等職員」という。)の雇用に要する経費 (11) 用紙又は文具の購入代金、公文書の写しの交付に係る手数料等、パーソナルコンピュータの賃借料、ファクシミリ装置の賃借料その他これらに類する経費で、調査研究に要するもの (12) その他調査研究に要する経費
2 調査研究以外の活動に関するもの	(1) 出張に要する旅費(費用弁償として支出されるべきものを除く。)その他の出張に関する経費 (2) 会場借上料で市規則で定めるもの (3) 会議等に伴う茶菓代その他これらに類するもの (4) 印刷代金、文書複写代金その他これらに類するもの

	(5) 切手代等の郵便料金その他これらに類するもの (6) 会派等が使用する備品の購入に要する経費 (7) 会派等職員の雇用に要する経費 (8) 用紙又は文具の購入代金、公文書の写しの交付に係る手数料等 その他これらに類するもの (9) その他調査研究以外の活動に要する経費 ※(1)～(5)及び(8)については、要請、陳情活動、会派又は団体における会議、会派等が開催する意見交換会その他の各種会議等への参加、住民からの市政及び会派等の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等に要する経費であること
--	--

<別表 2> 市規則別表第 1 第 2 項

2 調査・研修費等の支出基準等 (1) 調査・研修費 ア 会派等の代表者は、調査を委託しようとするときは、調査委託届出書により、委託先、調査項目、委託期間及び委託金額を議長に届け出なければならない。 イ 議員に対し調査を委託しようとするときは、調査・研修費に議員報酬を充ててはならない。 ウ 会派等は、委託調査の成果物、実施した研修の資料等を保管しておかなければならない。 (2) 出張旅費(条例別表第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号に掲げる経費をいう。以下同じ。) ア 会派等の代表者は、調査又は研修への参加のため、所属議員(無所属議員にあっては、本人)又は会派等職員を出張させようとするときは、出張届出書により、出張者の氏名、用務先、出張期間、調査項目(研修への参加のための出張の場合にあっては、参加する研修の内容)及び出張旅費の額を議長に届け出なければならない。ただし、当該用務先が尼崎市内又は近接地内に所在する場合においては、この限りでない。 イ 出張に要する旅費は、尼崎市職員等の旅費に関する条例に定める職員の旅費の額に相当する額を支出する。 ウ 出張に要する旅費は、他の会派等の旅費と重複して支出してはならない。 エ 調査又は研修への参加のための出張を行った所属議員、無所属議員又は会

派等職員は、当該出張後、速やかに、出張報告書を作成し、会派等の代表者を経て議長に提出するとともに、その成果物、参加した研修の資料等を会派等において保管しておかなければならない。

(3) 会議等食糧費

会議等食糧費の額は、その年度分の政務活動費の額の 10 パーセントに相当する額を超えてはならない。

(4) 備品費（条例別表第 1 項第 9 号及び第 2 項第 6 号に掲げる経費をいう。）

ア 会派等の代表者は、備品を購入しようとするときは、備品購入届出書により、その旨を議長に届け出なければならない。

イ 会派等の離合集散その他の理由により不用となった会派等に属する備品等については、当該離合集散が会派若しくは団体の合併又は新たな会派若しくは団体の結成である場合は存続する会派若しくは団体又は新たな会派若しくは団体に承継させ、その他の場合は市長と協議のうえ当該備品等を本市に譲与するものとする。

(5) 会派等職員雇用経費（条例別表第 1 項第 10 号及び第 2 項第 7 号に掲げる経費をいう。以下同じ。）

ア 会派等は、調査研究その他の活動の推進を図るため、会派等職員を雇用することができる。

イ 会派等の代表者は、会派等職員（臨時的にかつ短期間雇用される職員を除く。）を雇用しようとするときは、会派等職員雇用届出書により、その者の住所、氏名及び雇用期間を議長に届け出なければならない。既に届け出た事項に異動があったときも、同様とする。

ウ 会派等職員雇用経費（イに規定する会派等職員に係るものに限る。）の額は、その年度分の政務活動費の額の 25 パーセントに相当する額を超えてはならない。

エ 会派等は、会派等職員に係る出勤確認簿、雇用契約書、給与明細書等を保管しておかなければならない。

<別表 3> 市規則別表第 1 第 1 項

1 政務活動費を充てることができない経費

(1) せん別、慶弔、寸志、病氣見舞い又は慶弔電報に係る経費、年賀状の購入又は印刷の代金、名刺の印刷代金その他交際に要する経費

(2) 海外出張に要する旅費

(3) 党費、党大会への賛助金、党大会への参加費、党大会への参加に要する旅費 その他政党本来の活動に係る経費
(4) 会議等に伴う食事以外の飲食又は遊興に係る経費
(5) レクリエーション等に係る経費
(6) 選挙活動に係る経費
(7) その他名目のいかんを問わず所属議員又は無所属議員の個人的な活動に係る 経費

<別表 4> 市規則第 20 条

区分	経費
経理帳簿	経理責任者
委託調査の成果物、研修の資料、出張調査 の成果物その他の出張資料、会派広報、各種 契約書等	会派等の代表者

(参考)

地方自治法（政務活動費に関する規定抜粋） 第 100 条 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
--